収　入

印　紙

　　年　　月　　日

建設廃棄物処理委託契約書

* 印紙税額は裏面参照

　甲、乙、丙及び丁を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙、甲と丁の契約当事者のみ押印する二社契約書である。

1次収 集運搬

用

集

運搬用

処分用

2次収集運搬

　　契約区分（　1次収集運搬用・2次収集運搬用・処分用　）

　　住　所

　事　業　者 　　名　称

　　（甲） 　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　（以下甲という）

印

印

印

　　住　所　　兵庫県淡路市中田400番地2

◎それぞれ実線で結ぶ。

　　名　称　　株式会社　エムテック

印

　　代表者　　代表取締役　簑　田　正　幸（以下乙という）

1次収集運搬会社 　　許可番号（発生場所）第　02819116490号　（保管場所）第　02819116490号

　　（乙） （都道府県・政令市　　兵庫県　）　（都道府県・政令市　兵庫県　）

許可品目　　　がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ及び陶磁器くず、金属くず、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、

　　　　　　　　　　　木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、燃え殻、廃油、廃酸、廃ｱﾙｶﾘ、動物性残さ

　　　　　　　　　　　ゴムくず、鉱さい

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　石綿含有産業廃棄物

(がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類)

　　　　　　　　　　　　　　　　　許可車両（　11　）台

　　住　所　　兵庫県淡路市中田400番地2

印

◎それぞれ実線で結ぶ。

　　名　称　　株式会社　エムテック

　　代表者　　代表取締役　　簑　田　正　幸（以下丙という）

2次収集運搬会社 　　許可番号（保管場所）第　02819116490号　（処分場所）第　02819116490号

　　（丙） （都道府県・政令市　　兵庫県　）　（都道府県・政令市　兵庫県　）

　許可品目　　　がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄ及び陶磁器くず、金属くず、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、

　　　　　　　　　　　木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、燃え殻、廃油、廃酸、廃ｱﾙｶﾘ、動物性残さ

　　　　　　　　　　　ゴムくず、鉱さい

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　石綿含有産業廃棄物

(がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、

　　　　　　　　　　　許可車両（　11　）台

　　住　所　　兵庫県加古川市西神吉町宮前821番地74

　　名　称　　札馬砕石工業株式会社

　処 分 会 社 　　代表者　　代表取締役　　石原　昌好　　（以下丁という）

印

　　（丁） 　　許可番号　 第　2834137711　　号　　（都道府県・政令市　兵庫県　）

　　許可区分　最終処分

　　許可品目（産業廃棄物） がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、

　　　　　　　 　 廃プラスチック類、ゴムくず

石綿含有産業廃棄物

　(がれき類、ｶﾞﾗｽくず・ｸﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類)

甲と乙、甲と丙、甲と丁は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託内容）

1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙及び丙に、その処分を丁にそれぞれ委託する。

２．乙、丙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丁の施設まで許可された車両で適正に運搬する。

３．丁は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

４．甲、乙、丙、丁は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

（処理料金）

1. 乙、丙、丁は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

２．収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。

１）甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む、以下同じ）により、丁への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。

３．収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙、甲と丁の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1.工 事 名

2.排出場所

3.委託期間　　　　　　　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日まで

4.（積替・保管施設経由）

a）施設の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 | 株式会社　エムテック | 施設所在地 | 兵庫県淡路市中田字高部2462番他9筆 |
| 許可品目 | 産業廃棄物（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ（石綿含有廃棄物含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物含む）、がれき類（石綿含有廃棄物含む） |
| 保管上限 | 保管面積　94.32㎡・　保管容量　112.56㎥ |

b）積替え・保管施設に搬入する廃棄物の種類

がれき類(石綿含有廃棄物含む)、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ（石綿含有廃棄物含む）、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物含む)

c）乙の運搬区間（下記の通りとする）

　　排出場所　から　積替・保管施設　までとする。

d）丙の運搬区間（下記の通りとする）

　　積替・保管施設　から　処分施設　までとする。

e）石綿含有産業廃棄物は、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合しては、ならない。

f）石綿含有産業廃棄物を他の廃棄物と混合して委託しては、ならない。

5.　廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社（丁）の許可内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 契 約 単 価 | 予定数量(c) | 処分会社の許可内容 |
| 収集運搬(a) | 処　分(b) | 処分方法 | 処理能力 | 施設の名称・所在地 |
| 産業廃棄物 | がれき類 |  | 円／(t,m3) |  | 円／(t,m3) |  | t,m3 | 埋立 |  | 1,315,500m3 | 札馬砕石工業㈱加古川市志方町大澤字北山874番7外1字13筆 |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず |  | 円／(t,m3) |  | 円／(t,m3) |  | t,m3 | 埋立 |  | 1,315,500m3 | 札馬砕石工業㈱加古川市志方町大澤字北山874番7外1字13筆 |
| 石綿含有産業廃棄物 |  | 円／(t,m3) |  | 円／(t,m3) |  | t,m3 | 埋立 |  | 1,315,500m3 | 札馬砕石工業㈱加古川市志方町大澤字北山874番7外1字13筆 |
| その他（　　　　　　） |  | 円／(t,m3) |  | 円／(t,m3) |  | t,m3 | 埋立 |  | 1,315,500m3 | 札馬砕石工業㈱加古川市志方町大澤字北山874番7外1字13筆 |
| 合計予定数量 |  | (ｔ,m3) | 必要な情報（性状及び荷姿等）※ |
| 合計予定金額 | 収集運搬(a)×(c) | 処　分　 (b)×(c) | ※単価未記入の場合、別紙見積書の通り |
|  | 円 |  | 円 |
| 事前協議の要否 | 要　・　否 |

 6.積替え保管施設からの最終処分（委託）先　　　　安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 処分先No.(許可番号等) | 最終処分施設名称 | 最終処分施設所在地 | 処 分 方 法 | 処理能力 | 備　考 |
| *がれき類（石綿含有廃棄物含む）、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ（石綿含有廃棄物含む）、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器屑（石綿含有廃棄物含む）、ｺﾞﾑくず、金属くず* | *第02834137711号* | *札馬砕石工業株式会社* | *兵庫県加古川市志方町大澤字北山874番7外1字13筆* | 安・管・遮 | 1,315,500m3  |  |

* 注釈：処理能力の記載について、産業廃棄物処分業許可証記載の許可容量を記入する。：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。
* ：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

建設廃棄物処理委託契約約款

（許可証の提出等）

第１条 　乙・丙･丁は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

1. 収集運搬（乙）（丙）及び処分（丁）業務に関する許可証等（指定証その他）の写し
2. 許可車両番号
3. 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

（情報の提供）

第２条 　甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙･丙・丁に通知しなければならない。

（再委託の禁止）

第３条 　乙・丙･丁は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。

（委託業務の管理）

第４条 　甲・乙・丙･丁は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

２． 　甲・乙・丙･丁はそれぞれの紙マニフェストを５年間保存する。（電子マニフェストは情報処理センターが保存する）

３． 　丁は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

（内容の変更）

第５条 　甲・乙・丙･丁は、必要がある場合は委託業務の内容を協議する上、変更することができる。

２． 　正当な理由があり契約単価または委託期間を変更する時、又は予定数量に大幅な変更が生じるときは、甲・乙・丙･丁間で協議の上、変更契約を締結する。

（業務の調査）

第６条 　甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙・丙･丁に対して必要な指示ができるものとし、乙・丙･丁はこれに従うものとする。

２． 　甲は、前項の他、必要に応じて乙・丙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙・丙はこれに従わなければならない。

３． 　甲は、第１項の他、必要に応じて積替え保管施設及び丁の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて積替え保管施設及び丁の施設に立入り調査できるものとし、積替え保管業者及び丁はこれに従わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第７条 　乙・丙･丁は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（損害の賠償）

第８条 　乙・丙･丁が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙・丙･丁はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

（機密保持）

第９条 　甲、乙・丙･丁は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

（契約の解除）

第１０条 　甲は、乙・丙･丁は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。

　　　　　２．　前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙・丙が終了していないときは、甲及び乙・丙は、当該廃棄物を甲、乙・丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

　　　　　３．　第１項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丁が終了していないときは、甲及び丁は、当該廃棄物を甲、丁の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

（協議）

第１１条 　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて　甲・乙・丙･丁が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、　甲・乙・丙･丁は各々記名押印の上１部作成し、甲は本書を保管し、　乙・丙･丁は各々写しを保管する。

（なお、甲は本書を契約終了の日から５年間保存する）

＜収集運搬会社一覧表（複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入）＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 | 住所 | 許可番号 | 許可内容 |
| 発生場所 | 処分場所 | 品目(種類) | 車両台数 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
| 協議事項 |

　印紙税法に基づき、収集運搬については１号文書、処分は２号文書、収集運搬・処分とも１社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。（平成１７年４月現在）

１号文書（収集運搬用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　　　　　　　　 　　　　 　　　 　２号文書（処分用）

　　　1万円　未満　　非課税 1,000万円　以下　 10,000円 　　 1万円　未満　 非課税 　1,000万円　以下　 10,000円

　　 10万円　以下　 200円 5,000万円　以下　 20,000円 　 　100万円　以下　 200円 　5,000万円　以下　 20,000円

　　 50万円　以下　 400円 1億円　以下　 60,000円 　 　200万円　以下　 400円 　 1億円　以下　 60,000円

　　100万円　以下　 1,000円 5億円　以下　100,000円 　 　300万円　以下　 1,000円 　5億円　以下　100,000円

　　500万円　以下　 2,000円 　　　 　 　 500万円　以下 　2,000円

［改正：2008.8］